

最高裁秘書第2601号

令和6年10月4日

仲 晃 生 様

情報公開・個人情報保護審査委員会委員長

答申書の写しについて（送付）

下記の諮問については、令和6年9月27日に答申（令和6年度（最情）答申第7号）をしたので、答申書の写しを送付します。

記、

諮問番号 令和6年度（最情）諮問第4号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（4233）5249（直通）

諮問日：令和6年4月8日（令和6年度（最情）諮問第4号）

答申日：令和6年9月27日（令和6年度（最情）答申第7号）

件名：特定事件において、調査官が作成して審議のために提出した文書の不開示
判断（開示対象外）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「特定事件番号1及び特定事件番号2事件において、調査官が作成して第一小法廷での審議のために提出した報告書」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件開示申出文書は、司法行政文書開示手続の対象とならないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が令和5年11月29日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の3に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

本件開示申出文書は、事件記録の謄写請求をして謄写された記録に含まれていなかった。裁判官以外の者が、最高裁判官の判断の基礎を提供するという司法行政目的で作成した文書であるから、事件記録に含まれておらず、謄写対象とならなかったのではないか。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 裁判所における司法行政文書開示手続の対象となる司法行政文書は、裁判所の職員が職務上作成し、又は取得した司法行政事務に関する文書、図画及び電磁的記録であって、裁判所の職員が組織的に用いるものとして、裁判所が保有

しているものであり、裁判事務に関する文書は含まれない。

この点、苦情申出人が開示を求める文書は、事件の審理、判断作用に関し作成される文書であり、仮にこれらの文書を作成あるいは取得したとしても、裁判事務に関する文書であるため、司法行政文書開示手続の対象とはならない。

- 2 苦情申出人は、謄写した事件記録に苦情申出人が開示を求める文書が含まれていなかったことから、当該文書が司法行政文書として作成取得されている旨述べるが、民事訴訟の手続において閲覧謄写の対象となる事件記録とは、「裁判所と当事者の共通の資料」と解されているところ、裁判事務に関する文書の全てがその対象となるものではない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和6年4月8日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を収受
- ③ 同年8月9日 審議
- ④ 同年9月20日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 取扱要綱によれば、司法行政文書の開示手続の対象となる司法行政文書は、裁判所の職員が職務上作成し、又は取得した司法行政事務に関する文書、図画及び電磁的記録であって、裁判所の職員が組織的に用いるものとして、裁判所が保有しているものであり、司法行政文書には、裁判事務に関する文書は含まれない。

最高裁判所事務総長は、本件開示申出文書が事件の審理、判断作用に関し作成される文書であると説明しているが、この説明に不合理な点は特段ない。また、最高裁判所事務総長の説明のうち、「仮にこれらの文書を作成あるいは取得したとしても、裁判事務に関する文書である」とする点については、当委員会庶務を通じてその趣旨を確認したところ、「仮に何らかの文書が存在すると

しても、当該文書は裁判事務に関する文書である」ことを述べたものであって、裁判事務に関する文書を司法行政事務に関して取得する場合を想定した記載ではなかったとの回答があった。この点を踏まえると、上記説明が不合理であるとまではいえない。

これに対して、苦情申出人は、謄写した事件記録に苦情申出人が開示を求めた文書が含まれていなかったことから、当該文書が司法行政文書として作成取得されている旨主張する。この点について、民事訴訟法91条による閲覧謄写の対象となる「訴訟記録」とは、事件に関して裁判所及び当事者の共通の資料として利用され受訴裁判所に保管される書類の総体をいうと解されている。そうすると、最高裁判所事務総長が、民事訴訟の手續において閲覧謄写の対象となる事件記録とは「裁判所と当事者の共通の資料」と解されており、裁判事務に関する文書の全てがその対象となるものではない旨説明しているのは合理的であり、存在し得る文書が事件記録に綴られていないからといって、当該文書が司法行政文書であるということにはならない。本件開示申出文書は、仮に存在するとしても、裁判官が具体的な事件に関する判断を行う過程で作成される内部的な文書であると考えられ、裁判事務に関する文書のうち、裁判所と当事者の共通の資料となることがない文書の典型的な例であるといえる。したがって、上記苦情申出人の主張は理由がない。

2 以上のとおり、原判断については、本件開示申出文書が司法行政文書の開示手續の対象とならないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員 長 高 橋 滋

委 員 長 戸 雅 子

委 員 川 神 裕